

京都市告示第 356 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 11 月 21 日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科音羽緯23 号線	山科区音羽役出町37番地の14地先から	旧	メートル 86.50	メートル 0.90 ~ 1.10
	同町39番地地先まで	新	84.60	1.83 ~ 7.40

(建設局土木管理部道路明示課)